

若手料理人等育成事業（派遣事業）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、金沢の食文化の魅力をさらに磨き、高めるとともに、国内外に向けて発信していくため、次代を担う若手料理人等の技術・技能の向上に要する経費に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）団体等

ア 組合、協会、懇話会、協議会、その他市長が認める団体

イ 本市の区域内に事務所等を設置していること。

ウ 定款、規約等を有すること。

（2）常勤 常態的に1日6時間以上かつ月20日以上勤務していることをいう。

（3）旅費 金沢市職員等旅費条例（昭和25年条例第35号）第9条、第10条、第11条に規定する鉄道賃、船賃、航空賃をいう。

（4）宿泊費 金沢市職員等旅費条例（昭和25年条例第35号）第13条に規定する宿泊費をいう。

（補助金の交付等）

第3条 市長は、県外・国外で開催される研修への参加、料理等技術・技能習得のための活動への参加及び講演会や技術披露等を通じて行う金沢の食文化の普及活動事業（懇親・レクリエーション等は除く。）をする若手料理人等に対し、当該事業に要する経費の一部について、毎年度予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、当該各項に規定する事業が、次のいずれかに該当する場合には、補助金は交付しない。

（1）国、県その他団体による補助金の交付その他助成（以下「助成等」という。）の対象として、当該助成等を受けている事業又は受ける予定がある事業

（2）補助金の交付申請日の属する年度の末日までに完了しない事業

（3）その他市長が第1条に合致しないと認める事業

(応募の要件)

第4条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 金沢市内に居住かつ市内にて常勤の者として勤務し、飲食・宿泊業等の団体等に加盟する料理人、菓子職人、バーテンダー等（以下、料理人等）であること。
- (2) 料理等技術・技能習得に意欲的であること。
- (3) 補助金の交付を受けようとする年度の4月1日時点で40歳未満の者
- (4) 補助金の交付を受けようとする年度の4月1日時点で市内従事経験3年以上の者
- (5) 若手料理人等育成事業を行う団体等より推薦を受けた者
- (6) 市税を滞納していない者

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、受講料、旅費、宿泊費、その他市長が必要と認める経費とし、補助金の額は、別表に定める基準に基づき算定するものとする。

(交付申請)

第6条 第3条第1項の補助金の交付を受けようとするものは、市長が別に定める期日までに、市長に申請しなければならない。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第5条関係）

対象経費	補助金の額	補助金の限度額	補助回数
(1) 受講料 技術・技能の向上のための研修会等を受講する際に必要な経費	料理人等1人につき、対象経費の合計の2分の1に相当する額	料理人等1人につき、50,000円（国外で実施される場合にあつては、100,000円）	補助金の交付を受けることができる回数は当該年度ごと1回を限度とする。
(2) 旅費 県外・国外移動にかかる旅費	(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)		
(3) 宿泊費 県外・国外滞在にかかる宿泊費			
(4) その他市長が必要と認める経費			